

【主要な関連制度の成果等】

(1) 観光地形成促進地域

(目標及び概要)

国内外からの観光客の誘致、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を推進する制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域		
対象施設	①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③林養施設 ④集会施設 ⑤販売施設(県知事の指定が必要)		
優遇措置の概要	国税	①投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、一定割合(建物・建物附属設備:8%、機械・装置:15%)を法人税額から控除する(ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。)
	地方税	②不動産取得税の免除	対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。
		③事業税の免除	対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
		④固定資産税の免除	対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
		⑤事業所税の軽減	那覇市において、対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1億円超の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。

その他	⑥融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。
-----	-----	--

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

※地方税については、条例を制定している自治体に限る。

(活用実績及び効果)

税制優遇措置については、地方税を中心に適用実績が伸びてきている。

これまで教養文化施設(沖縄料理の調理体験施設)やスポーツ・レクリエーション施設(体育館)等において税制優遇措置が活用されており、今後は販売施設や水族館等の新設において活用が見込まれている。

【表3-3-2-3】観光地形成促進地域における税制優遇措置の活用実績

(単位:件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
不動産取得税	0	0	1	2	0	0	1	1	2	21	1	0.2
固定資産税	1	3	1	3	1	1	2	1	6	15	7	15
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.3
合計	1	3	2	5	1	1	3	2	8	36	10	19

※法人住民税は、投資税額控除による法人税額額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典:国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から国税の適用件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

その他の地方税は沖縄県調べによる実績値

これら優遇措置により、国内外からの観光旅客の来訪に資する観光関連施設の整備が促進されており、沖縄県の入域観光客数は順調に増加を続けている。平成29年実績では入域観光客数が939万人となり、世界有数のリゾート地であるハワイ(平成29年の入域観光客数940万人)と肩を並べる水準にまで達している。

(課題及び今後の方向性)

観光客数は順調に増加している一方、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでいる(それぞれ平成29年実績でハワイが19万9千円、8.94日、沖縄は7万3千円、3.65日)。

観光リゾート地としての国際競争力を一層高めるため、引き続き本制度を活用し、文化体験、スポーツ、健康及びMICE等の各種コンテンツに係る投資を促し、多様な観光需要を取り込んでいく。

魅力ある宿泊施設の増加が滞在日数の増加、観光消費額の増加につながることを踏まえ、対象施設の拡充など、観光の高付加価値化に向けた制度の見直しを検討する。

【表3-3-2-4】観光客1人あたり観光消費額の推移

(単位: 円, %)

年度	総額	宿泊費		交通費		土産・買物費		飲食費		娯楽・入場費		その他	
		額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
24年度	67,459	18,310	27.1	9,847	14.6	16,002	23.7	14,336	21.3	7,206	10.7	1,757	2.6
25年度	68,062	18,347	27.0	9,922	14.6	16,079	23.6	15,626	23.0	6,647	9.8	1,441	2.1
26年度	74,502	22,317	30.0	10,897	14.6	16,378	22.0	16,830	22.6	6,604	8.9	1,476	2.0
27年度	75,881	23,217	30.6	10,298	13.6	17,149	22.6	16,791	22.1	6,986	9.2	1,440	1.9
28年度	75,297	22,768	30.2	10,350	13.7	16,436	21.8	16,711	22.2	6,667	8.9	2,367	3.1
29年度	72,853	22,269	30.6	9,861	13.5	17,320	23.8	15,304	21.0	6,271	8.6	1,827	2.5

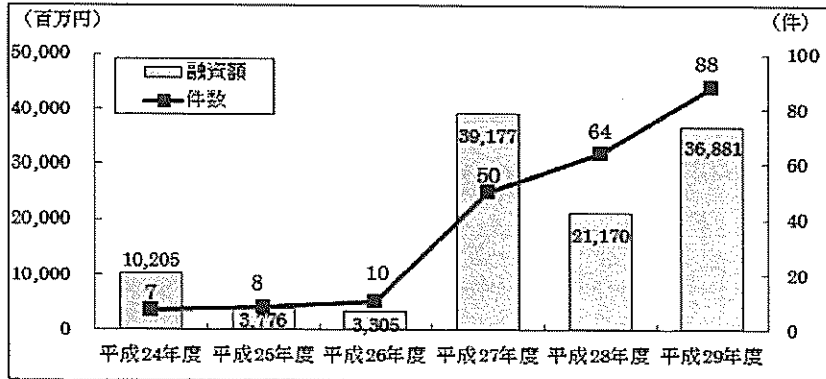
※四捨五入のため、総額が一致しない場合がある。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「平成29年版 観光要覧」

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において、国又は沖縄県の観光関連施策に基づく整備地域にて、観光リゾート産業の振興に寄与する事業者を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度(沖縄観光リゾート産業振興貸付)を整備している。平成27年度に創設した本制度は、これまでの制度(沖縄観光・国際交流拠点整備貸付)を再構築し、従来の大型施設整備事業者に対する資金供給に加え、観光リゾート産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小・小規模事業者へ支援を拡大している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計227件、1,145億1400万円が活用されており、本制度については、県の観光施策推進に寄与している。

【図表3-3-2-5】沖縄振興開発金融公庫の沖縄観光リゾート産業振興貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

【主要な関連制度】

(1) 情報通信産業振興地域・特別地区

(目的及び概要)

成長著しい情報通信関連企業の沖縄県への集積及び情報通信関連産業の高付加価値化を促進することで、沖縄県における民間主導の自立型経済の構築を目指す制度として創設された。

対象地域	情報通信産業特別地区	名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市
情報通信産業振興地域		上記5市村に加え、本部町、金武町、恩納村、読谷村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石垣市
対象事業	情報通信産業特別地区	【特定情報通信事業】 ①データセンター ②インターネット・サービス・プロバイダ ③インターネット・エクスチェンジ ④バックアップセンター ⑤セキュリティ・データセンター ⑥情報通信機器相互接続検証事業
情報通信産業振興地域		上記6事業に加え、 ①情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業 ②電気通信業 ③映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 ④放送業(有線放送業を含む) ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理・提供サービス業 ⑦インターネット付随サービス業 ⑧情報通信技術利用事業
優遇措置の概要	国税(法人税)	①所得控除 情報通信産業特別地区において新設された法人で、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の課税所得の40%を控除できる。 ②投資税額控除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超(建物等は1,000万円超)の場合、一定割合(建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%)を法人税額から控除できる(ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。)
	地方税	③不動産取得税 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する

の免除	減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する不動産取得税を免除する。
④事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品は、これらの取得価額の合計額が100万円超）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
①事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他	⑦融資 貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

※地方税については、条例を制定している自治体に限り。

（活用実績及び効果）

所得控除制度の活用要件となっている事業認定については、平成14年度の特区創設以降12年間認定実績がなかったが、平成26年度税制改正により対象事業の追加や必要従業員数等の要件が緩和され、徐々に認定企業が増加している。

【表3-3-3-4】 情報通信産業特別地区における事業認定実績 (単位：社)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	3

国税の優遇措置のうち、所得控除については事業認定が必要なため適用実績は僅少であるが、今後は認定法人数の増加に伴い適用実績も増加する見込みである。投資税額控除は毎年10件以上の活用があり、対象地域・特区内企業の設備投資のインセンティブとなっている。

また、地方税の優遇措置についても活用件数が年々増加傾向にあり、特に固定資産税の減免については年100件以上の活用実績があがっている。

【表3-3-3-5】 情報通信産業振興地域における税制優遇措置の活用実績 (単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
投資税額控除	11	853	11	690	13	693	15	860	21	709	17	538
事業税	11	115	11	146	15	218	11	247	11	211	16	83
不動産取得税	1	14	3	30	4	101	1	13	3	12	3	26
固定資産税	58	212	77	237	85	281	100	280	104	258	108	291
事業所税	2	1	2	1	3	5	3	6	3	5	9	5
法人住民税	12	148	11	118	13	120	16	118	21	91	18	69
合計	96	1,344	115	1,212	133	1,418	147	1,525	163	1,286	172	1,013

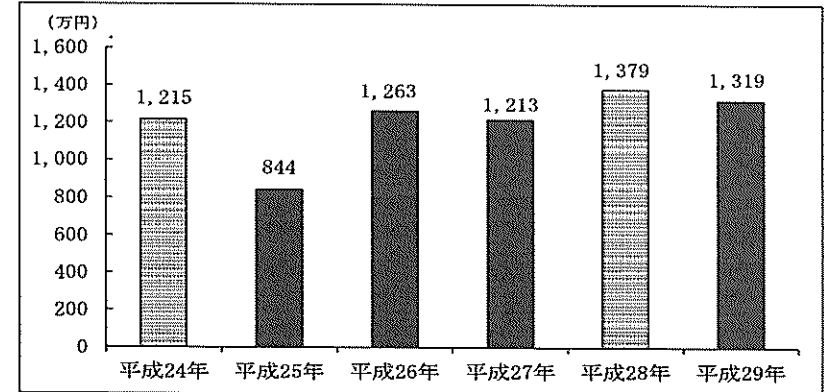
※法人住民税は、所得控除又は投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から国税の適用件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）その他の地方税は沖縄県調べによる実績値

これら優遇措置が沖縄県内への投資誘因となり、情報通信関連業の立地企業数とその雇用者数は着実に増加している（図表3-3-3-1、3-3-3-3参照）。また、設備投資等が情報通信関連業の高度化等につながっており、情報通信関連業の生産額も上昇している（図表3-3-3-2参照）。特にソフトウェア業一人当たりの年間売上高においては、平成25年から平成29年にかけて1.5倍以上増加した。

【図表3-3-3-6】 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高



出典：平成25年～27年及び29年は「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）

平成24年及び28年は「経済センサス-活動調査」（総務省）

※両統計は調査方法が異なるため、比較対象としては参考値である。

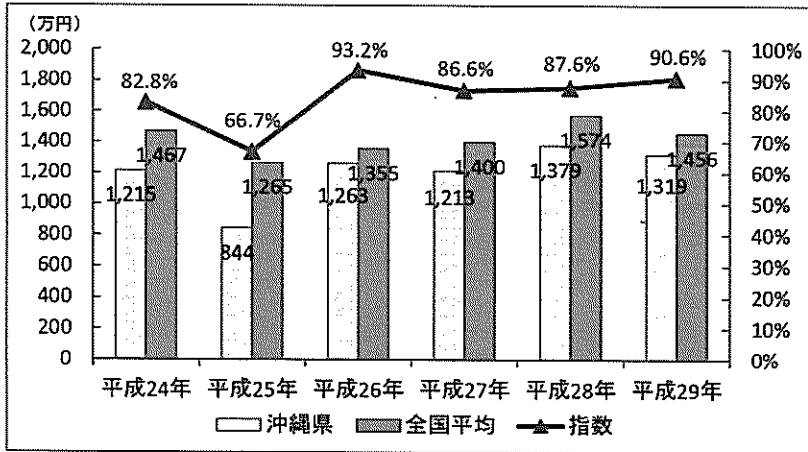
1  
2 **(課題及び今後の方向性)**

3 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高は増加傾向にあるものの、全国平均と比較  
4 すると直近5年間の各年において平均を下回る状況であり、引き続き産業の高度化に  
5 向けた取組が必要である。

6 変化の早い情報通信産業において、特定事業の専門要件等が制度のインセンティブ  
7 を薄めている可能性がある。

8 「第四次産業革命」の進展というグローバル規模の潮流や、沖縄を「ビジネスの実験  
9 場」として位置づけている新沖縄発展戦略を踏まえ、AI、IoT等の先進的な技術  
10 を用いる企業の立地を促進する制度内容への拡充を検討し、産業の高度化・高付加価値化を一層推進する。

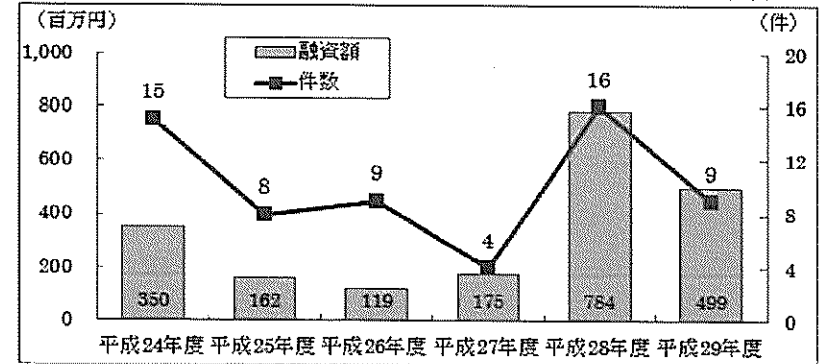
11  
12  
13 **【図表3-3-7】 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（全国平均との比較）**



1  
2 **(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)**

3 沖縄振興開発金融公庫において情報通信産業振興地域内で情報通信関連事業を行う者及  
4 び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う者に対し、  
5 通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄情報通信産業支援貸付）を整備している。  
6 平成24年度から平成29年度の6年間で累計61件、20億8,900万円が活用されており、本制度  
7 は県の情報通信関連産業の振興を後押ししている。

8  
9 **【図表3-3-8】 沖縄振興開発金融公庫の沖縄情報通信産業支援貸付による融資実績**



10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22 出典：沖縄振興開発金融公庫

1 【主要な関連制度】

2 (1) 国際物流拠点産業集積地域

3 (目標と概要)

4 アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、国際競争力のある物流拠点  
5 の形成、及び物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等の集積を図ること  
6 で、民間主導の自立型経済の構築を図るための制度として、平成24年度に自由貿易地  
7 域及び特別自由貿易地域を発展的に統合する形で創設された。

9	対象地域	宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）
11	対象事業 (国際物流拠点産業)	①製造業 ②特定の機械等修理業 ③こん包業 ④特定の無店舗小売業 ⑤倉庫業 ⑥航空機整備業 ⑦道路貨物運送業 ⑧特定の不動産賃貸業 ⑨卸売業 ※上記のうち、①～⑥は「特定国際物流拠点事業」。
17	優 遇 措 置 の 概 要	①所得控除 国際物流拠点産業集積地域において新設され、国の事業認定を受けた法人で、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から特別事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の課税所得の40%を控除できる。
22		②投資税額控除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限、超過する部分は4年間繰越可能。）。
28		③特別償却 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は20億円が上限、特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
34	国税 (関税)	④選択課税制度 国による事業認定を受けた事業者で、税関長による保税許可を受けた者は、特定の品目を除き、課税方法を原料課税又は製品課税から選択できる。
37		⑤保税許可 手数料の軽減 国による事業認定を受けた事業者で、税関長による保税許可を受けた者は、保税蔵置場等の許可手数料が1/2に軽減される。
40		⑥不動産取得税 の免除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以

1	地方税		内に当該家屋の建設に着手があった場合に限る。)に係る不動産取得税を免除する。
3		⑦事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
10		⑧固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置は、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
15		⑨事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
19	その他	⑩融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

21 ※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

22 ※地方税については、条例を制定している自治体に限る。

24 (活用実績及び効果)

25 主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）による事業認定については、保税蔵置  
26 場等の許可取得を要件としているが、製造業等において物流部門のアウトソーシング  
27 が進み、自社で保税許可を保有し続ける企業が減少したことに加え、事業認定による  
28 優遇措置の効果が小さいことから、結果として事業認定企業数が減少している。一方  
29 で、平成26年度税制改正により特別事業認定の要件が大幅に緩和されたことで、特別  
30 事業認定企業数は徐々に増加している。

【表3-3-4-4】 国際物流拠点産業集積地域における事業認定及び特別事業認定実績

(単位: 件)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定
新規	2	1	0	0	0	0
失効	3	1	3	1	1	0
累計	20	4	17	3	16	3
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定
新規	3	2	1	0	2	2
失効	4	1	2	1	2	0
累計	15	4	14	3	14	5

※失効には、「保稅許可期間満了による事業認定の失効」や「事業認定の失効による特別事業認定の失効」、  
「期限到来による特別事業認定の失効」などが含まれる。

税制優遇措置のうち国税については、特に投資税額控除は活用実績の伸びが大きく、平成29年度には適用額が1億円に達した。所得控除についても、特別事業認定を受ける企業の増加に伴い活用実績が着実に増加し、平成29年度の適用額は2億円を超えている。

さらに地方税においても固定資産税の免除実績等が大きく増加しており、新規立地企業だけでなく既存企業の新たな設備投資にもつながっている。

【表3-3-4-5】 国際物流拠点産業集積地域における税制優遇措置の活用実績

(単位: 件, 百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	1	16	0	0	2	18	3	72	3	98	4	216
投資税額控除	1	12	2	13	3	5	3	23	11	64	28	100
特別償却	0	0	0	0	0	0	2	41	2	14	6	187
事業税	4	2	4	1	4	1	4	8	5	10	10	15
不動産取得税	6	35	0	0	2	7	2	1	2	1	7	26
固定資産税	11	6	20	10	25	12	28	14	29	15	60	46
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3	2	0.4
法人住民税	2	3	2	2	5	2	8	7	16	12	38	25
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25	74	28	26	41	45	50	166	69	214	155	615

※法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典: 国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から国税の適用

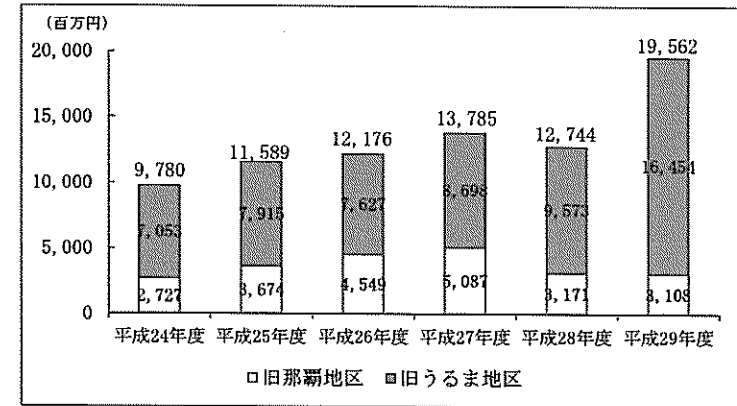
件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(財務省)

個人住民税については把握できないため「-」とした。その他の地方税は沖縄県調べによる実績値。

国際物流拠点産業集積地域においては、那覇空港や那覇港の物流機能向上に加え、本制度による優遇措置が後押しをすることで県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。

また、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企業の経済活動の状況を示す搬出額は、医療機器製造や産業機械製造分野において、独自技術と品質の高さにより業界内で高いシェアを獲得している企業の立地が進んだこともあり、平成24年の約98億円から平成29年の約196億円へと約2倍に増加した。

【図表3-3-4-6】 国際物流拠点産業集積地域(うち、旧うるま地区及び旧那覇地区)に立地する企業における搬出額の推移



出典: 中城湾港開発推進協議会

(課題及び今後の方向性)

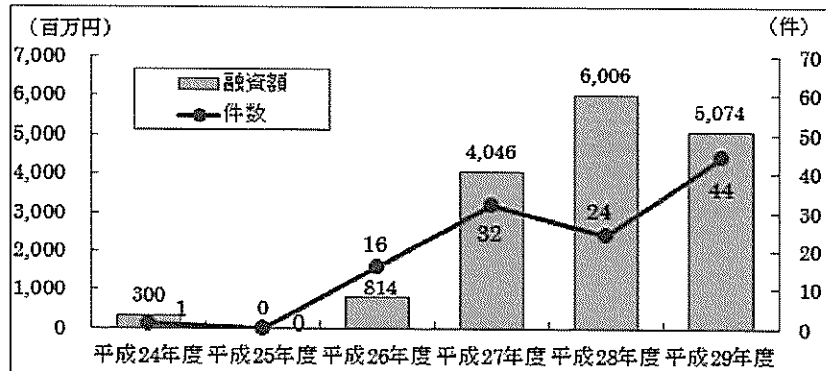
製造業等においては物流部門のアウトソーシングが一般化しており、自社で保稅許可を取得・保有することが必ずしも物流量の増加に直結するわけではないことから、企業が自ら保稅許可を取得することを事業認定要件としているスキームの見直しを検討する。

総合物流業や航空機整備関連業等についても対応できるよう、業界の変化等に即して制度の見直しを行い、国際物流拠点産業の集積を一層推進する。

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において国際物流拠点産業集積地域内で国際物流拠点産業事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度(国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付)を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計17件、162億4000万円が活用されており、本制度は、国際物流拠点の形成を支援している。

【図表3-3-4-7】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（国際物流拠点産業集積地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

1 【主要な関連制度】

2 (1) 経済金融活性化特別地区

3 (目的及び概要)

4 平成26年度に従来の金融業務特別地区を発展的に解消し、創設された制度である。  
 5 金融業や情報通信関連産業を始め、沖縄の地理的特殊性や優位性、亜熱帯気候であ  
 6 る自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産  
 7 業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、民間主導の自立型  
 8 経済を構築することを目的としている。

対象地域	名護市
対象事業	【特定経済金融活性化産業】 ①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業 ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業 ⑦自然科学研究所 ⑧法律事務所、特許事務所 ⑨公認会計士事務所、税理士事務所 ⑩経営コンサルタント業
優 遇 措 置 の 概 要	①所得控除 経済金融活性化特別地区において新設され、主として特定経済金融活性化産業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の課税所得の最大40%を控除できる。
	②投資税額控除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。）。
	③特別償却 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
	④エンジェル税制 経済金融活性化特別地区において事業認定を受けた法人のうち、設立から10年以内等の要件を満たす中小企業として沖縄県知事の指定を受けた法人に対して投資を行った個人は、その投資額から2,000円を引いた額を総所得金額から控除できる等、投資時点及び売却時点において優遇措置が受けられる。
	⑤不動産取得税の免除 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の

1	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	地方税	日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。) に対して課する不動産取得税を免除する。
15		⑥事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
16		⑦固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産に係る取得価額の合計額が1,000万円超(機械及び装置並びに器具及び備品は、これらの取得価額の合計額が100万円超)の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

【活用実績及び効果】

平成14年度に創設された金融業務特別地区では、金融関連産業のみが対象であったことや認定要件が厳しかったこと等もあり、事業認定を受けた企業は平成25年度までの12年間で金融業1件のみ(平成19年度に認定、平成22年度に失効。)であった。

平成26年度に経済金融活性化特別地区が創設され、対象事業の追加や認定要件の緩和等がなされると、認定企業数は4年間で金融関連産業2件、情報通信関連産業2件、製造業1件の計5件に増加した。

【表3-3-6-1】 経済金融活性化特別地区における事業認定実績 (単位: 件)

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人数	0	0	0	0	2	2	2	4	1	5	0	5
金融関連産業	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	0	2
情報通信関連産業	—	—	—	—	1	1	0	1	1	2	0	2
観光関連産業	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・水産養殖業	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業等	—	—	—	—	0	0	1	1	0	1	0	1

※平成25年度までは金融業務特別地区の実績。

税制優遇措置の活用についても、平成26年度に本制度が創設されたことで企業立地や設備投資が促進され、平成27年度以降は幅広い措置で活用実績があがっている。

【表3-3-6-2】 経済金融活性化特別地区における税制優遇措置の活用実績 (単位: 件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	0	0	0	0	0	0	1	7	3	65	2	20
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	3	92	2	68	4	34
特別償却	—	—	—	—	0	0	0	0	1	11	1	1
エンゼル税制	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
事業税	2	1	2	7	3	8	1	0	2	5	4	10
不動産取得税	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0.2	0	0
固定資産税	0	0	0	0	0	0	0	4	13	7	13	
法人住民税	0	0	0	0	0	0	4	13	6	11	7	5
個人住民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2	1	2	7	3	8	9	128	20	173	25	83

※法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

※平成24～25年度は金融業務特別地区の実績。

※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※法人住民税の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から国税の適用件数を引用し、減収額実績は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)から引用した。

※個人住民税については把握できないため「—」とした。その他の地方税については沖縄県調査。

本制度等を活用した企業誘致により、金融・情報通信関連産業を中心に企業立地が進んでいる。年度によって増減があるものの、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人へと増加した。

なお、制度が創設された平成14年度当時(企業数17社、雇用者数232人)と比較すると、企業数は約2.5倍、雇用者数は約4.7倍と大幅に増加している。

【表3-3-6-3】 経済金融活性化特別地区における立地企業数及び雇用者数の推移 (金融関連産業及び情報通信関連産業)

(単位: 社、人)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
立地企業数	34	34	41	40	36	42
雇用者数	1,005	1,042	1,095	1,100	1,046	1,082

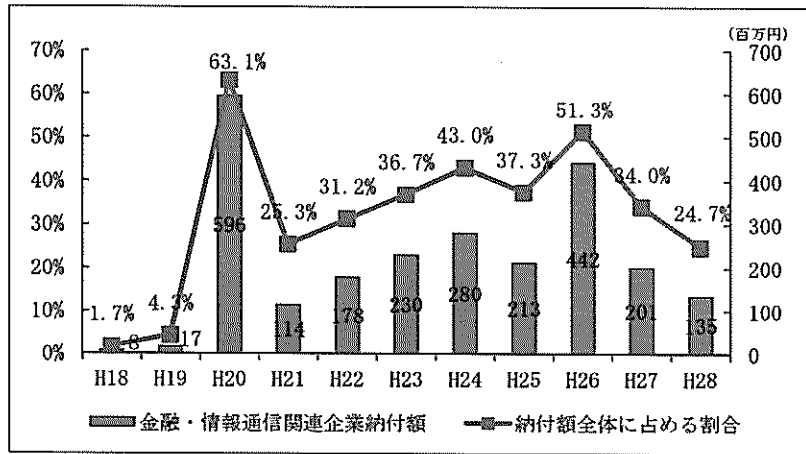
※名護市が「国際情報通信・金融特区構想」を立てた平成11年度以降に名護市へ立地し、各年度末現在で継続して立地している金融・情報通信関連企業の累計。

出典: 名護市調べ

平成28年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業36社が納付した法人市民税額は、約1億3,500万円となっている。名護市における平成28年度の法人市民税納付件数は計2,087件、納付総額は5億4,600百万円であるため、全体の1.7%の企業が法人市民税納付総額の約25%を占めている状況であり、金融・情報通信関連の進出企業が名護市経済に与える影響は大きなものとなっている。



【図表3-3-6-4】名護市における法人市民税の納付状況（平成28年度）



出典：名護市調べ

【課題及び今後の方向性】

エンジェル税制については、事業認定が活用要件となっていることや、進出企業の多くが県外企業の100%子会社であり現時点で他者から出資を募る予定がないことなどが、活用実績がない理由と考えられる。このため、立地企業の効率的な資金調達及び事業拡大に資する仕組みとなるよう制度の見直しを検討する。

立地企業からは人材の確保及び育成が事業拡大のボトルネックになっているとの声があがっているため、これら課題を解決するための方策を検討する。

【主要な関連制度】

(1) 産業高度化・事業革新促進地域

（目的及び概要）

沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

このため、製造業等において設備投資や研究開発等を促し、産業高度化及び事業革新を促進することで民間主導の自立型経済の構築を図ることを目的として、平成24年度に産業高度化地域制度を廃止し、本制度が創設された。

対象地域	沖縄県内全域		
対象事業	①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④こん包業 ⑤卸売業 ⑥デザイン業 ⑦機械設計業 ⑧経営コンサルタント業 ⑨エンジニアリング業 ⑩自然科学研究所 ⑪特定の電気業 ⑫商品検査業 ⑬計量証明業 ⑭研究開発支援検査分析業 ⑮機械修理業 ⑯非破壊検査業 ※⑤及び⑯は融資制度のみ対象。		
優 遇 措 置 の 概 要	国 税  (法人税、 所得税)	①投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限、超過する部分は4年間繰越可能。）。
		②特別償却	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：20%、機械・装置、器具・備品：34%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は20億円が上限、特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
	地 方 税	③不動産取得税の免除	対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する不動産取得税を免除する。
		④事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計が1,000万円を超える（機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超える）場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日

1		から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
2		
3		
4	⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
5		
6		
7		
8		
9	⑥事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
10		
11		
12		
13	その他 ⑦融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。
14		

【活用実績及び効果】

18 税制優遇措置活用の前提となる産業高度化・事業革新措置実施計画の認定状況は、  
 19 平成24年度から平成29年度までの6年間で累計363件（年度平均約60件）であった。  
 20 業種別でみると、製造業の240件が最も多く、次いで電気業82件、卸売業26件となっ  
 21 ている。また、地域別では中部地域174件、南部地域108件、北部地域42件の順で多く  
 22 になっている。

【表3-3-9-3】産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 業種別（単位：件、％）

業種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
製造業	20 (19)	32 (29)	45 (32)	56 (33)	50 (39)	37 (34)
道路貨物運送業	0	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
倉庫業	1 (1)	1 (1)	3 (2)	0	0	1 (1)
その他	0	0	0	0	0	0
卸売業	2 (2)	1 (1)	3 (3)	10 (10)	4 (3)	6 (3)
機械修理業	0	0	0	0	0	0
デザイン業	0	0	1 (1)	0	0	0
機械設計業	0	0	0	0	0	0
経営コンサルティング業	0	0	0	1 (1)	0	0
エンジニアリング業	0	0	0	0	0	0
非破壊検査業	0	0	0	0	0	0
自然科学研究所	0	1 (1)	0	0	0	0
電気業	4 (1)	15 (1)	23 (4)	14 (1)	17 (5)	9 (3)
商品検査業	0	0	0	0	0	0
計量証明業	0	1 (1)	0	0	0	0
研究開発支援検査分析業	0	0	0	0	0	0
合計	27 (23)	53 (36)	76 (41)	82 (46)	72 (48)	54 (41)

※括弧内は企業数等。一部業種において認定企業に重複があるため、合計と一致しない箇所あり。

※平成29年度に2業種分の計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、業種別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

【表3-3-9-4】産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 地域別（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
北部	2	7	10	11	8	4	42
中部	10	21	37	41	38	27	174
南部	10	21	17	24	17	19	108
宮古	3	1	6	3	3	4	20
八重山	2	3	6	3	6	0	20
合計	27	53	76	82	72	54	364

※平成29年度に2地域にまたがる計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、地域別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

12 税制優遇措置については、平成24年度税制改正により対象地域が県内全域に広がったことや、平成26年度税制改正で活用要件が緩和されたこと等により、活用件数は徐々に増加している。特に固定資産税の免除については年間100件を超えるまで増加した。

【表3-3-9-5】産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の活用実績

（単位：件、百万円）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
投資税額控除	6	201	25	561	31	354	27	392	20	299	23	440
特別償却	2	29	5	146	4	86	4	46	3	18	7	189
事業税	30	50	31	263	33	358	44	371	47	462	43	407
不動産取得税	8	10	5	18	15	90	26	89	17	59	16	14
固定資産税	71	162	58	697	51	576	94	615	122	841	132	773
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
法人住民税	8	40	30	103	35	65	31	55	23	39	30	62
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	125	492	154	1,788	169	1,529	226	1,568	233	1,721	251	1,885

※法人住民税は、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から国税の適用

件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

個人住民税については把握できないため「-」とした。その他の地方税は沖縄県調べによる実績値。

36 これら優遇措置を活用した設備投資により、県内企業では生産性の向上や新たな製品の製造等につながっており、他のものづくり振興策の成果も相まって、沖縄県の製造品出荷額（石油・石炭除く）は増加してきている（図表3-3-9-1参照）。

【税制優遇措置を活用した産業高度化及び事業革新の事例】

事例①：A社（鉄鋼製品卸売業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：工場、建物附属設備、機械・装置

税制の影響：税制優遇措置が契機となり、工場建設の投資に踏み切った。新規設備により作業動線が効率化し、取扱量も2倍に増加した。

事例②：B社（食料品製造業）  
 活用状況：投資税額控除  
 設備投資内容：機械・装置  
 税制の影響：税制優遇制度があることで設備投資を行った。設備投資により生産の自動化が進み、生産量が約1.3倍に増加した。また、独自の商品開発が可能となったため、今後は新商品の開発・製造を行う予定である。

（課題及び今後の方向性）

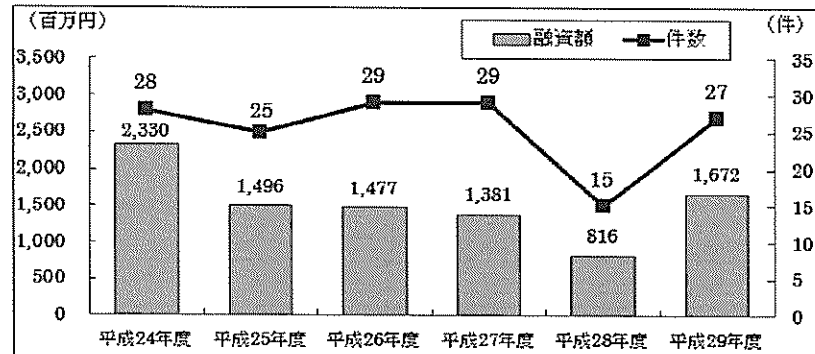
県内において付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出を図るためには、製造業をはじめとした幅広い産業の集積・振興を図る必要があるが、いまだ認定実績のない業種が存在するため、沖縄県産業振興公社など関係機関と連携して制度の周知等に取り組む。

県内全域において産業高度化及び事業革新を一層推進し、生産性を向上させるため、製造業等の少ない離島圏域において控除率を引き上げることや、正規雇用者数及び正規雇用率等を勘案した控除率の引上げ等についても検討する。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において産業高度化・事業革新促進地域内で製造業等又は産業高度化促進事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計153件、91億7,200万円が活用されており、本制度は産業高度化及び事業革新促進に寄与している。

【図表3-3-9-6】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業高度化・事業革新促進地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

【主要な関連制度】

(1) 離島の旅館業に係る減価償却の特例措置

（目的及び概要）

沖縄県の離島については、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。

一方、離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせていることから、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等により離島地域の活性化を図ることを目的として、本制度が創設された。

対象地域		伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納島に限る。）、うるま市（津堅島に限る。）、南城市（久高島に限る。）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町
対象施設		旅館業の用に供する施設
優 遇 措 置 の 概 要	①特別償却 <small>（法人税、所得税）</small>	離島の地域内において、旅館業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に8%を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は10億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
	②不動産取得税の免除	旅館業の用に供する建物及びその付属設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する不動産取得税を免除する。
	③事業税の免除	旅館業の用に供する建物及びその付属設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	④固定資産税の免除	旅館業の用に供する建物及びその付属設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

※地方税については、条例を制定している自治体に限り。

（活用実績及び効果）

事業者に対しインセンティブとなっており、旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与している。

【表3-3-12-6】 離島の旅館業に係る税制優遇措置の活用実績 (単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
特別償却	1	8	1	71	0	0	0	0	1	80	2	186
事業税	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産取得税	13	69	10	60	27	144	10	37	19	25	28	48
固定資産税	47	58	59	78	57	66	74	94	74	91	75	90
法人住民税	1	0.3	1	3	0	0	0	0	1	2	2	6
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	63	135	72	213	84	209	84	131	95	198	107	329

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※法人住民税は、特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

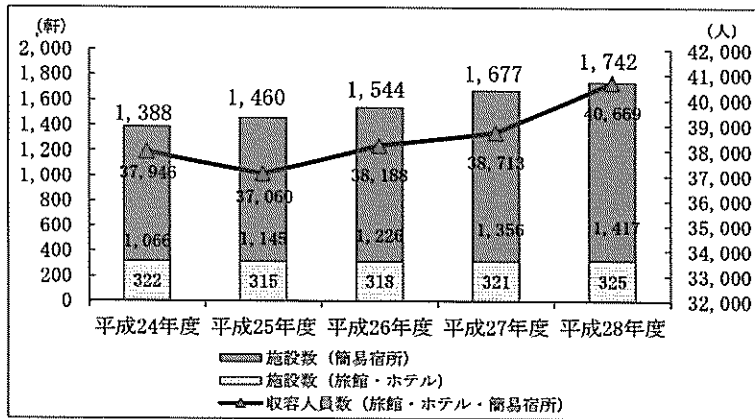
法人住民税については、適用件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から国税の適用件数を引用し、適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)から引用した。

個人住民税については把握できないため「-」とした。その他の地方税については沖縄県調査。

本特例措置により離島の旅館等の施設数及び収容人員数は順調に増加している。

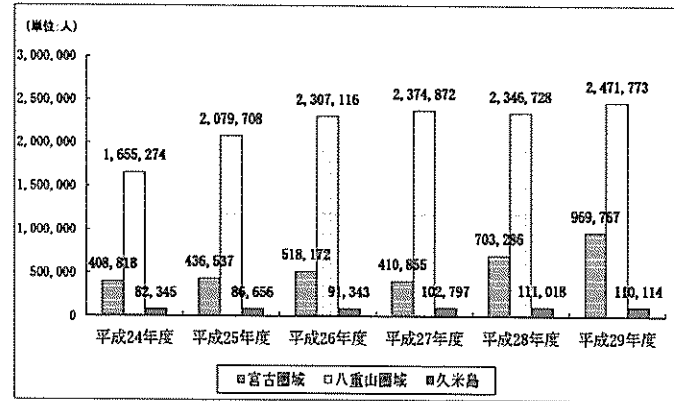
また、宮古島、八重山圏域、久米島における入域観光客数についても増加傾向にあり、離島地域の活性化に寄与していると考えられる。

【図表3-3-12-7】 離島地域における宿泊施設数及び収容人員数の推移



出典：離島関係資料(沖縄県企画部)

【図表3-3-12-8】 離島地域における入域観光客数の推移



出典：離島関係資料(沖縄県企画部)

【課題及び今後の方向性】

制度の活用促進については、関係者と連携し周知活動を行う等、引き続き取り組む必要がある。

また、離島地域の一層の活性化につなげるため、適用要件緩和等、制度のあり方を検討する。